

福祉資金 緊急小口資金

▶ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

1. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
100,000 円	1 年以内	2 か月以内 (送金月の翌月から起算)	不要	無利子

2. 申込みに必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	<u>世帯全員</u> の住民票 <u>謄本</u>	3 ヶ月以内に発行されたもの (※1)
	世帯で収入がある者全員の所得証明書	自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付
	障害者世帯の場合は、障害者手帳及び障害年金額のわかるもの	障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等のわかるもの
	高齢者世帯の場合は、介護保険証の写し	(所定の様式)
	自立相談支援機関の「相談申込が受理された書類」の写し	・「相談受付・申込票」に自立相談支援機関の受付印が押印されたものの写し ※ 但し、一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている者等に対しては、自立相談支援事業を利用しないこととして差し支えない。
	借用書 (緊急小口資金専用)	(所定の様式)
	貸付金振込先金融機関の通帳のコピー	・借受人名義の口座であること ・預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピー
	口座振替依頼書	

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求められることがあります。